

＜平成30年度＞障害児支援の報酬の1単位単価

その他

※ 事業所の所在地が仙台市、名取市以外の場合

1単位単価			
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		
	放課後等 デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	
		併設する施設が主たる施設の場合	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	
		自閉症児の場合	
		盲ろうあ児の場合	盲児
			併設する施設が主たる施設の場合
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	
		当該施設が単独施設の場合	
	併設する施設が主たる施設の場合		
肢体不自由児の場合			
医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		
	肢体不自由児の場合		
	重症心身障害児の場合		
障害児相談支援			

10円